

岩手県告示第592号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、平成30年7月27日次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年8月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
釜石市	平成28年4月1日から 平成29年10月19日まで	1 釜石市 地籍図 2 釜石市 地籍簿	釜石市甲子町第16地割の一部
釜石市	平成28年4月1日から 平成29年10月19日まで	1 釜石市 地籍図 2 釜石市 地籍簿	釜石市橋野町第11地割、第7地割の一部
釜石市	平成28年4月1日から 平成29年10月19日まで	1 釜石市 地籍図 2 釜石市 地籍簿	釜石市唐丹町字花露辺の一部
滝沢市	平成27年4月13日から 平成28年12月19日まで	1 滝沢市 地籍図 2 滝沢市 地籍簿	滝沢市外山の一部